平成２３年（フ）第１５１号
福島市小田字光屋９番地
債務者　宍戸なつ美
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１６０号
福島県二本松市金色227番地１　阿武隈不動産２号館203号、従前の住所福島県郡山市富久山町久保田字三御堂７番地の１
債務者　大内　智広
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１６６号
福島市笹谷字寺西４番地の２
債務者　渡邉　吉彦
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１７８号
福島市太平寺字古内40番地の２　レジデンス塙Ｂ105
債務者　佐藤　正芳
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３８０号
岐阜県各務原市山脇町５丁目６番地
債務者　小島　和広
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７７号
三重県名張市百合が丘東３番町126番地
債務者　西尾　高男
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２６８号
滋賀県草津市笠山６丁目10番39号
債務者　村上建設こと　村上　　広
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９７号
滋賀県草津市東草津３丁目10番32号
債務者　礒田　節子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２２号
滋賀県草津市南笠町1077番地12、前住所滋賀県草津市矢橋町484番地１
債務者　村井　吾吉
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２３号
滋賀県草津市矢橋町105番地１―327号
債務者　林　　静代
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３２号
滋賀県甲賀市水口町牛飼228番地
債務者　西田喜美枝
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３６号
滋賀県高島市新旭町旭361番地10
債務者　福田　健治
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６５号
広島市安佐南区緑井２丁目11番11―101号
債務者　大久保俊彦
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６３号
広島市中区橋本町６番10―301号　Ｊシティ
債務者　新田ミサヲ
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６４号
広島市中区橋本町６番10―301号
債務者　横山　眞理
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８１４号
広島市佐伯区坪井１丁目23番16―102号
債務者　谷田　英夫
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５１号
広島県東広島市西条町寺家5045番地
債務者　山本　清行
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５４号
広島市東区戸坂くるめ木２丁目９番10号　アスカビル305号室、住民票上の住所大阪市淀川区宮原１丁目16番18号　シャネル新大阪101号
債務者　道岡　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部